

In depth

A look at current financial reporting issues

2021年8月16日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 2.10—金利指標改革で要求される変更が行われた場合、組込デリバティブを主契約である金融負債から区分するかどうかを再判定すべきか

回答

再判定すべきではありません。以下に説明するように、実務上の便法が適用される場合には、組込デリバティブを主契約である金融負債から区分するかどうかの再判定は禁止されています。

企業は、契約の当事者になる当初時点において、組込デリバティブを主契約から区分してデリバティブとして会計処理する必要があるかどうかを判定しなければなりません。契約条件が変更され、当該変更により組込デリバティブ、主契約あるいは双方と関連する予想将来キャッシュ・フローが、大幅に修正されない限り、この当初の判定は改訂されません[IFRS第9号B4.3.11項]。

償却原価で測定される金融負債に関するフェーズ2の実務上の便法は、金利指標改革の直接の結果として要求されて、かつ、新しい基礎が従前の基礎と経済的に同等である場合の変更にものみ適用されます[IFRS第9号第5.4.7項]。これらの両方の条件を満たす(すなわち、金利指標改革によって「要求される」)変更は、契約に基づいて要求される予想将来キャッシュ・フローを大幅に修正しません。したがって、変更が金利指標改革のみによるものであり、フェーズ2の救済措置の要件を満たす範囲において、組込デリバティブを主契約である金融負債から区分するかどうかの再判定は禁止されます。

ただし、金利指標改革で要求されている変更に加えて、契約で要求されているキャッシュ・フローを大幅に修正する契約条件の変更がある場合には、再判定が要求されます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.